

日刊（日曜日、土曜日、休日休刊）

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

○市街地再開発組合の事業計画の変更認可（二件）

……（都市整備局市街地整備部再開発課）…

○東京都環境影響評価条例による見解書………

……（環境局総務部環境政策課）…

○保安林の指定予定……（産業労働局農林水産部森林課）…

公告

○土地改良区の土地改良事業計画（維持管理）変更

の認可………（産業労働局農林水産部農業振興課）…

告示

●東京都告示第八百九十二号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定に基づき三田小山町西地区市街地再開発組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和七年九月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 組合の名称

三田小山町西地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

令和二年九月十日から令和十二年九月三十日まで

三 施行地区

港区三田一丁目地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

港区三田一丁目四番八十号

令和二年九月十日

五 事業計画の変更の認可の年月日

令和七年九月三日

●東京都告示第八百九十三号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定に基づき西品川一丁目地区市街地再開発組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和七年九月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 組合の名称

西品川一丁目地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成二十五年七月三十一日から令和七年九月三十日まで

で

三 施行地区

品川区西品川一丁目、西品川二丁目、西品川三丁目、

大崎一丁目及び広町二丁目各地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

品川区西品川一丁目七番一号

平成二十五年七月三十一日

五 変更の内容

事業施行期間を令和八年三月三十一日まで延長する。

六 事業計画の変更の認可の年月日

令和七年九月三日

●東京都告示第八百九十四号

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号）第五十五条第一項の規定に基づき、（仮称）グロブライドみらいフィールドプロジェクトについて、環境影響評価書案に係る見解書の提出があったので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年九月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

グロブライド株式会社

代表取締役社長執行役員 鈴木 一成

東久留米市前沢三丁目十四番十六号

二 対象事業の名称及び種類

（仮称）グロブライドみらいフィールドプロジェクト

ト

工場の設置

三 対象事業の内容の概略

対象事業は、東久留米市前沢三丁目に位置する既存工場において令和四年に取得した東側隣接地を活用して、一部建物を解体した後、新たに建築物を建設し、生産機

能を備えた工場再編を図る計画である。

四 評価書案について提出された主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要

対象事業について、都民の意見が四件、事業段階関係市長からの意見が一件あり、意見の内容は、大気汚染、騒音・振動、地盤、水循環、景観、自然との触れ合い活動の場、廃棄物、温室効果ガス及びその他であった。

事業者は各意見に対し見解を述べており、その概要は別記のとおりである。

五 見解書の縦覧

(一) 期間

令和七年九月三日から同月二十二日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 東久留米市環境安全部環境政策課

東久留米市本町三丁目三番一号

イ 小平市環境部環境政策課

小平市小川町二丁目千三百三十三番地

ウ 東京都環境局総務部環境政策課

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十九階

エ 東京都多摩環境事務所管理課

立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎三階

別記（原文のまま記載）

評価書案について提出された主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要

評価書案について提出された都民の意見書及び事業段階関係市長*の意見の件数の内訳は、表 1 に示すとおりである。
都民の主な意見及び事業者の見解の概要は表 2～13 に、事業段階関係市長の意見の内容及び事業者の見解は表 14 に示すとおりである。
なお、意見の内容については、意見書毎の原文をそのまま掲載する形を基本とし、明らかな誤記は訂正して掲載した。

表 1 意見等の件数の内訳

意見等		件数
都民の意見書		4 件
事業段階関係市長の意見		1 件*
合計		5 件

* 東久留米市長意見

表 2 都民からの主な意見及び事業者の見解

意見の内容	事業者の見解
項目 大気汚染	
計画地南東の境界地域では、解体・建設が住宅の至近距離で行われ、なおかつ、各方面からやってくる工事車両の大部分が南門(正門)から進入するため、建設機械の稼働に伴う大気質と、工事車両の走行に伴う大気質が重なることが予測でき、住居付近での二酸化窒素の排出量はかなり多くなるのではないかと、持病を持つ人も居るので、健康への影響が心配。	環境影響評価では、周辺環境へ及ぼす影響の程度を把握するため、「建設機械の稼働」と「工事車両の走行」といった影響要因ごとにそれぞれの予測の最大値で評価を行っております。「建設機械」と「工事車両」の予測の最大値の出現位置や時期はそれぞれ異なるため、仮想での予測とはなりますが、仮に「建設機械」と「工事車両」の最大値を足し合わせた二酸化窒素の予測結果（日平均値の年間98％値）は、下記のとおり0.0386ppmとなり、評価の指標である二酸化窒素に係る環境基準（人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準）を十分満足する値となっております。 ＜予測結果＞ ・ハコクララバンド濃度：0.011ppm ・寄与濃度（建設機械）：0.00810ppm ・寄与濃度（将来一般交通量）：0.001052ppm ・寄与濃度（工事用車両）：0.000176ppm ・予測結果（年平均値）：0.020382ppm ・予測結果（日平均値の年間98％値）：0.0386ppm* ＜評価の指標（二酸化窒素に係る環境基準）＞ 日平均値の年間98％値が0.04ppmから0.06ppmのゾーン内又はそれ以下 ※年平均値から日平均値の年間98％値への換算式は以下のとおり。 日平均値の年間98％値（ppm） ＝1.690×年平均値（ppm）÷0.0131

※ 事業段階関係市長とは、「東京都環境影響評価条例」（昭和55年東京都条例第96号）第49条第1項の規定に基づき知事が定めた事業段階関係地域の市長（東久留米市長及び小平市長）を指す。

表 3 (1) 都民からの主な意見及び事業者の見解

意見の内容		事業者の見解
項目	騒音・振動、低周波音	
・新工場棟は24時間365日稼働するため、不眠な音で窓が開けられない等、生活の質の低下や、不眠症状が出るなどの健康被害が心配。 ・南東の境界線付近では、現況の低周波音のレベルを調べた調査において、すでに高い値が出ており、新工場棟稼働後の低周波の予測も高いことから、工場の稼働後は評価の指標を超える可能性も大いであり、健康被害が心配。 ・工事中の長期的振動により家が傾いたり、家の耐震性能が低下したりしないか心配。		・環境影響評価では、安全側の予測として新工場棟すべてが24時間稼働する条件で施設騒音の予測を行っており、実際には既存工場と同様に、リール加工を行う一部の工場エリアのみ24時間稼働を計画しております。本事業では、設備機器は屋内設置を基本とし、屋外に設置する設備機器は住居からなるべく離隔することで施設騒音の影響低減を図る計画です。敷地境界における施設からの騒音の予測結果は最大35.6dBと予測し、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下「環境確保条例」という。）及び「騒音規制法」の基準（夜間50dB）を下回るものと評価しております。 ・南東の敷地境界付近での低周波音（L_{eq}）については、現況の現地調査結果が92dB、施設からの低周波音は83dBと予測し、これらを足し合わせた施設稼働後の低周波音は93dBと想定され、「ISO-7196」に示されている感覚閾値（超低周波音を感じる最小音圧レベル：100dB）を下回るものと考えます。なお、現況の低周波音は、既存工場から発生する音のほか、周辺に立地する事業場、住宅等から発生する音も含まれております。 ・工事中の建設機械の稼働に伴う振動については、解体工事ピーク時に最大67dBと予測し、「環境確保条例」に定める振動の勧告基準（75dB）を下回るものと評価しております。
「施設の稼働に伴う施設騒音の予測」には、新工場棟の設備機器のみが音源として考えられていないようにみえる。水槽試験室の音源も設定して予測してほしい。		施設騒音の予測においては、屋外に設置する設備機器と建屋内の音響レベルの大きい設備機器（コンプレッサー）を音源として設定しています。新設する水槽試験室は、基本的に水槽で釣りのテスト（常に無風・無水流の条件下）を行う目的で使用するため、大きな騒音や低周波音が発生するような動力源はなく、水槽の水の入れ替えも頻繁に行うものではありません。設備機器として水の汲み上げポンプなどがありますが、日常的に稼働するものではなく、屋内に設置することにより騒音等の低減を図ります。空調設備についても大規模なものとは計画しておりませんが、周辺環境に留意して室外機の配置を検討いたします。
「施設の稼働に伴う低周波音の予測」についても、既存工場2号棟を参考として出した予測であり、新工場棟はこれまでより設備機器の規模が大きくなると思われるので、その分も加味した予測にしてほしい。また新工場棟の設備機器だけでなく、水槽試験室の音源も考慮に入れた低周波の予測にしてほしい。		なお、本事業では、既存工場2号棟の設備機器を新工場棟へ移設しリール加工・組立等の作業を行う計画であります。

表 3 (2) 都民からの主な意見及び事業者の見解

意見の内容		事業者の見解
項目	騒音・振動、低周波音	
・夜間も稼働する加工機械や空調機器等の設備機器は極力住宅地側から離れた場所へ設置する。」「屋外に設置する設備機器は、敷地境界線からなるべく離隔し、必要に応じて防音壁を設置する等、周辺住居に配慮した配置とする」とあるが、図8.2-13「設備機器の位置」でみると南東側の住宅地までの距離は十分とは言えない。住宅地への騒音は低周波の影響が最小限に抑えられる配置を考えたほうがいい。 ・夜間に動かす加工機械は最小限にし、それに合わせて空調などの機器の稼働も夜間は最小限にできる仕組みにし、実行してほしい。 ・設備機器は可能な限り静かなものを選択してほしい。		・屋上に設置する設備機器については、南東側や北側の住居から極力離隔した場所に配置する計画としております。 ・また、設備機器からの騒音等は、新工場棟の外壁による回折で減衰するものと予測しておりますが、必要に応じて設備機器の周囲に防音壁を設置する等の設備機器は低騒音型機器の採用に努める等によりさらなる低減を検討いたします。 ・なお、新工場棟すべてが24時間稼働する条件で施設騒音の予測を行っておりますが、実際には既存工場と同様に、リール加工を行う一部の工場エリアのみ24時間稼働を計画しており、それに応じて空調などの設備機器も局所的に稼働する計画です。
・現時点でも実感として、グローバル工場からの音をかなり感じる。新工場棟による騒音・低周波に対する対策だけでなく、既存工場棟の機器の防音対策にも努め、工場全体として騒音の低減に力を入れたい。		グローバル工場が新工場を建てるにあたり、新工場との間がたった5mと聞きおどろくと共に恐ろしくなりまし。最も恐いのは完成後の24時間、365日の稼働による人体への影響です。騒音・振動、低周波はここから必ず身体に悪影響を及ぼします。長期的な振動は必ず身体にとって辛いことです。特に低周波は障害物を通じ、めまい、肩こり、頭痛、眠lessnessなどさまざまな不調が引き起こされています。もし身体にそのような症状が出たらどう対処してもえらるのでしょうか。
グローバル工場が新工場を建てるにあたり、新工場との間がたった5mと聞きおどろくと共に恐ろしくなりまし。最も恐いのは完成後の24時間、365日の稼働による人体への影響です。騒音・振動、低周波はここから必ず身体に悪影響を及ぼします。長期的な振動は必ず身体にとって辛いことです。特に低周波は障害物を通じ、めまい、肩こり、頭痛、眠lessnessなどさまざまな不調が引き起こされています。もし身体にそのような症状が出たらどう対処してもえらるのでしょうか。		環境影響評価では、安全側の予測として新工場棟すべてが24時間稼働する条件で騒音・振動、低周波音の予測を行っておりますが、実際には既存工場と同様に、新工場棟すべてではなく、加工を行う一部の工場エリアのみ24時間稼働を計画しております。本事業では、設備機器は屋内設置を基本とし、屋外に設置する設備機器は住居からなるべく離隔する等の措置を講じることです。施設騒音・振動、低周波音の影響低減を図る計画です。
・環境影響評価書案ではこの地域は春・秋、冬・北や東北からの風が多いと記されています。工場稼働後の騒音の予測には、この風向きは考慮されていかと心配です。		また、施設騒音の予測において風向を考慮する手法がないため、予測で風向は反映しておりませんが、施設の稼働後において東京都環境影響評価条例の規定に基づく定期的なモニタリングで環境の状況等を把握してまいります。

表 4 都民からの主な意見及び事業者の見解

意見の内容		事業者の見解
項目	大気汚染、騒音・振動、低周波音	
「大気汚染」や「騒音・振動・低周波」で述べた懸念に対しての低減策として、まず工事期間中は、住居境界付近で二酸化窒素や騒音・振動を常時計測し、基準を超えないよう管理してほしい。計画地での真ん中辺りでの計測ではなく、その日の作業場所の住宅境界値での計測を常に行ってほしい。施設稼働後も騒音・振動・低周波の影響がある場合は定期的に計測し、改善を図ってほしい。		
工事中においては、近隣の皆様が把握しやすい敷地境界付近において騒音・振動の常時計測を行います。基準を遵守できるような管理方法を検討いたします。二酸化窒素については、工事中の予測結果が評価の指標（環境基準）を十分に満足する結果であり、工事中の常時測定は行わない予定です。なお、工事の施行中（工事中）及び工事の完了後（施設稼働後）においては、「東京都環境影響評価条例」の規定に基づき大気汚染、騒音・振動、低周波音の事後調査を実施し、環境の状況を把握いたします。また、施設稼働後において、引き続き「環境確保条例」の規定に基づき定期的な騒音・振動等のモニタリングを実施し、必要に応じて適切な対策を検討いたします。		

表 5 都民からの主な意見及び事業者の見解

意見の内容		事業者の見解
項目	地盤	
計画地域は「前沢」という地名の通り、かつては川が流れていた場所であり、また冠水対策の工事をする前までは、クロウライの東側の道路や南側の道路の冠水が頻繁に起こっていた場所である。水が集まりやすい土地ということ、今回の工事の掘削で水が大量に湧き、地盤沈下の恐れがあるのではないかと。		
本事業では、掘削工事に先立ち杭杭横矢板工法により山留壁を構築し、掘削時に地下水が湧出してきた場合には、状況に応じて適切な止水処理を講じたことにより、掘削部分への地下水の流入を防止いたします。また、今後の詳細調査・計画次第で山留壁や排水工法の検討を進めていきます。したがって、掘削工事に伴い、大量の地下水が湧出し、地盤沈下が生じる可能性は小さいものと考えております。なお、工事期間中を通じて、計画地内に設置する観測井において地下水位を確認し、適宜、敷地境界で地盤高さを測定することにより、これらの変動をモニタリングいたします。		

表 6 都民からの主な意見及び事業者の見解

意見の内容		事業者の見解
項目	水循環	
・集中豪雨時の計画地での雨水処理能力は十分なのか。計画敷地内で、緑地の量に対して、計画建築物の容積率が訪なり増えることから、雨水が雨水貯留槽に集中すると予測できる。雨量が60mm/hを超えた場合や、昨年の夏と同様に地下水位が2m分以上上がった場合、雨水貯留槽が溢れることは十分想定できるので、住宅の裏が冠水し、水浸しになるのではと心配。		
・雨水浸透貯留槽の設置場所が住宅地境界線ですれすれであること、地盤が弱くなる可能性はないのか。		
・新工場棟のスロープのような屋外階段は、集中豪雨時に処理しきれなくなった雨水が流れ、流の役目を果たしてしまい、雨水が特定の場所に集中して浸透処理できなくなる恐れはないのか。		
「計画地の現況は大部分がアスファルトやコンクリートで覆われた人工改変地であるが」という記述があるが、現在の改変区域の敷地を觀察してみると、決してほぼコンクリートやアスファルトではなく、緑地や土の部分も多く残されているような印象を受ける。図6-2-4「施設配置計画図」の中の「地上部緑化」と「緑化車道」を合わせた部分と、現況の緑地や土の部分の面積は大差ないように思われる。予測では工事後は現況と比べ、表面流出量は減り、自然浸透量は増えると予測しているが、それほど変わらないのではないかと。		
・雨水浸透貯留槽の処理能力は、「都市計画法の規定に基づく開発行為等の手引」（令和6年7月、東京都都市整備局）及び「東久留米市宅地開発等に関する条例施行規則」（平成17年9月26日東久留米市規則第32号）に示される雨水流出抑制施設の整備基準である60mm/h（東京都5年確率降雨強度式）の降雨量に適合する計画としております。今後の処理能力等の詳細設計にあたっては、関係機関（東久留米市）と十分な協議を行います。		
・浸透の構造として浸透貯留槽の底面全体で浸透は広がりを行います。真下方向に浸透し、水平方向は広がりにくい。また、方が一の溢水に備え、階段下部にも浸透施設を設ける計画です。今後の処理能力等の詳細設計にあたっては、関係機関（東久留米市）と十分な協議を行います。		
・屋外階段への雨水集中を軽減するため、東側屋上の雨水は、屋外階段側ではなく、敷地東側へ流れるルートをとっております。また、方が一の溢水に備え、階段下部にも浸透施設を設ける計画です。今後の処理能力等の詳細設計にあたっては、関係機関（東久留米市）と十分な協議を行います。		
本事業では、敷地の外周部のほか、南側の柳新田通り及び東側の南町通り側にまとまった緑地を整備する計画であり、「工場立地法」の規定に基づく緑地面積、及び「東京における自然の保護と回復に関する条例」の規定に基づく緑化基準を満足するような緑地面積については、「都市計画法の規定に基づく開発行為等の手引」（令和6年7月、東京都都市整備局）に準じて土地利用を区分し、平面投影面積により算出しております。その結果、工事の完了後では緑地面積が0.139ha増加することとなり、同手引に基づき改変区域内の表面流出量を予測した結果、現況が約1,597m ³ /h、工事の完了後が1,527m ³ /hであり、約70 m ³ /hの表面流出量が減少し、その分、自然浸透量は増えるものと予測しております。		

表 7 都民からの主な意見及び事業者の見解

意見の内容		事業者の見解
項目	地盤・水循環	
・南沢湧水や落合川への影響があるのではないかと、工事の掘削で大量の水が湧き出ることや、現在より1.5倍も増える揚水を長期にわたって行うことで、地下水の量や流れに変化が起きて、南沢の湧水や落合川の水量が減る等の影響が出るのではないかと、さらに減るようなことになるのではないかと心配。 ・工事による湧水や揚水の影響で周辺の井戸の水位が下がってしまうのではないかと。災害用井戸がいざという時に機能しなくなるのではないかと。		・本事業では、掘削工事に先立ち掘削機矢板工法により山留壁を構築し、地下水が湧出した際には状況に応じて適切な治水処理を講ずることにより、掘削工事に伴う水循環への影響は小さいものと考えますが、今後の詳細調査・計画次第で山留壁や排水工法の検討を進めていきます。また、揚水については、1号井戸、2号井戸ともに計画揚水量が適正揚水量（井戸で長期的に地下水を揚水できるとされる量）を大きく下回っていることから、本事業の揚水による地下水の水位や流況の変化は小さいと予測しております。これらのことから、計画地周辺の南沢湧水や落合川に影響を及ぼすことはないものと考えます。 ・上記と同様の見解により、計画地周辺の既存の井戸及び災害用井戸に影響を及ぼすことはないものと考えますが、計画地内に設置する観測井において、工事期間中及び工事の完了後を通して地下水位の変動をモニタリングいたします。
適正揚水量を下回っていたとしても、揚水が影響して水の流れが変わってしまうのではないと言えないので、揚水量の計画は慎重にしてほしい。釣り具の生産をしている会社として、利益の追求だけではなく、水の大切さを意識して稼働し、環境への取り組みを強化してほしい。		揚水については、1号井戸、2号井戸ともに計画揚水量が適正揚水量（井戸で長期的に地下水を揚水できるとされる量）を大きく下回っているから、本事業の揚水による地下水の水位や流況の変化は小さいと考えております。完了後は、計画地内に設置する観測井において、地下水位の変動をモニタリングいたします。

表 8 都民からの主な意見及び事業者の見解

意見の内容		事業者の見解
項目	景観	
水構試験室の高さと住宅地との距離、新工場棟の全体的な高さによって、圧迫感が出るのではないかと。新しい水構試験室の高さは、今現在その場所に建てられている立体駐車場の高さの倍になり、正面は道路側に大きくせり出し、側面は住宅地の横へびつたりぐっつり上に計画されている。今現在住宅地との境界に建物が見える高さの樹木があり、立体駐車場は道路や敷地境界線からは見えないが、新しい水構試験室は、横にそびえ立つようで、圧迫感を感じ、地蔵の時も不安である。 新工場棟の位置も、今現在建っている建物（住宅）の位置より5m南東境界線の住宅地に近つき、10mあった南東境界線までの距離が5mになり、高さも住宅の11mから26mになる。東側の南町通りからの景観は、今までは小規模な建物が点在しており、各建物の間には空間があったため、抜け感が感じられていたが、新工場棟は大きな一つの塊として存在することになるため圧迫感が出るのではないかと。		水構試験室については、最高高さを調査計画書段階のG.L.＋約20mから評価書案ではG.L.＋約14.3mまで低減を図っておりますが、釣り竿の長さやルアー（疑似餌）を投げる距離や高さを考慮すると、必要なボリュームとして設計しております。但し、頂いたご意見を踏まえ、今後住宅との距離や敷地境界付近への植栽を検討することにより、圧迫感の低減に努めていきたいと考えております。 新工場棟については、2022年（令和4年）に取得した東側隣接地において、生産機能を備えた工場再編を目的として計画するものであり、過去に食品製造会社が保有していた食品加工工場や住宅等とは、土地利用や建物形状が異なる点についてご理解を賜りたいと考えます。新工場棟は建築法令を遵守する配置や形状、構造とするほか、建築物の角は丸みのある階段状の形状とすることで建物のボリューム感の低減や周辺環境との調和を図り、屋上の一部に植栽を含む屋上緑化を施すことで圧迫感の低減を図る設計としております。なお、新工場棟の位置については、南東側敷地境界からなる距離が可能か検討いたします。
景観の予測の選定場所として、計画地東側の南町通りからの近景を入れるべきではないかと、南町通りは近辺住民にとって、南北への移動で主な通行経路であり、交通量も多い。計画地にも直接面した道路でもあり、代表的な景観の地点として抜かすことのできない場所だと思う。		頂いたご意見を踏まえ、評価書において南町通りに景観の地点を追加いたします。

表 9 都民からの主な意見及び事業者の見解

意見の内容		事業者の見解
項目	自然との触れ合い活動の場	
施設稼働後の従業員数の増加で周辺道路の車の量が増えたり、歩道の通行量が増えて危険が増すのではないかと。計画地周辺の道路は道幅も歩道も狭く、現時点でも特に朝の通勤時には、グリーンプラズマへ向かう歩行者で歩道が埋まり、すれ違いにくい状況である。		本事業実施後も、従業員数は当面は大きく変更しない計画ですが、将来的には従業員数や通車車両の増加が見込まれます。周辺道路は現状でも道幅や歩道が狭い状況であることから、関連車両に対しては、地域の歩行者の安全に十分留意した運転や歩行を心掛ける周知を徹底いたします。
工場稼働後は、社員数や関連車両も増えると思われるが、工事中の工事車両が与える影響しか予測されていない。今後、どれくらい車両が増加するのかが、社員数がどれくらい増えるのかを記述し、予測するべき。また、現在閉鎖中の前沢森の広場も、貴重な自然との触れ合いの場であり、今後は森の広場に隣接して公園も整備される予定のため、利用する人も増えると思うので、前沢森の広場への経路も予測に含んでほしい。		将来的に計画地内に入りうる関連車両台数（日台数）は、評価書案に記載のとおり、大型車（主に工場の搬入・出荷車両）が平日のみ約5台（現状約4台）、小型車（主に通勤車両、業務用車両）が平日約105台、休日約9台（現状平日約41台、休日約3台）程度と現状から大きく増加せず、関連車両の主要走行経路も現状と変わらないこととして踏定めておりません。 前沢森の広場は、評価書案作成段階において閉鎖中でありましたが、その後開放されたことから、頂いたご意見を踏まえ、自然とのふれあい活動の場の予測地点として追加することを検討いたします。

表 10 都民からの主な意見及び事業者の見解

意見の内容	事業者の見解
項目	温室効果ガス
・温室効果ガス排出量の削減の程度等書かれていないが、最終的には新工場棟が建設されることで温室効果ガスは確実に増加する。既存工場も含めればトータルで3916t-CO ₂ /年とのこと。その量は1500世帯分以上の排出量になる。温暖化対策が急務と言われるなか、逆に温暖化に拍車をかけるのでは。計画地周辺の気温の上昇が心配。温暖化と関係し設される建物の空調からの熱、太陽光パネルや建物の壁からの熱や反射光によって、気温がかなり上がってしまわないか。南東境界線の住宅との距離が近いので、建物からの熱の影響は大きく、風も通りにくくなることが考えられる。昨今の猛暑を考えると、熱中症など健康被害が出るのではないかと。	現在、既存工場の生産機能、作業スペース共に不足している状況であり、製造ラインの移転・再編が求められております。こうした背景を踏まえ、既存工場の生産能力の拡大及び研究開発機能等の強化を図ることを目的として、本事業計画を策定した経緯がございます。したがって、新工場棟としての規模は現状よりも大きくなりますが、本事業においても既存工場で実施している省エネルギー対策（高効率の空調設備の導入、照明のLED化、再生可能エネルギーの利用等）を講ずることにより、省エネルギー対策を実施しなかった場合と比較し、971t-CO ₂ /年（約19.9%）の削減を図る計画としております。さらに、計画建築物では、省エネルギー機器や高効率設備の機器の採用に努めるほか、新工場棟では、日射遮蔽ルーバーの設置や自然換気を行うことで建築物への日射負荷の低減を図り、高断熱素材や再生アルミ等の採用等により、さらなる温暖化対策を図ってまいります。
「温室効果ガス（ヒートアイランド）」の点で建物の反射光や壁からの熱による影響が少ない素材を使用したり、壁面緑化を取り入れる。	計画地周辺の気温の上昇については、新工場棟に設置する太陽光パネルは隣接する住居よりも高い屋上の位置に設置し、さらに空調設備は住宅から遠い敷地中央側に寄せて配置することにより、影響の回避・低減を図ります。新工場棟の壁面については、頂いたご意見を踏まえ、今後の詳細設計にて検討いたします。

表 11 都民からの主な意見及び事業者の見解

意見の内容	事業者の見解
項目	環境全般
・騒音、振動や低周波、圧迫感の低減、地盤沈下による周辺への影響などを考えると、どれにどれとも計画建築物と物理的に距離を取ることが効果的だと考えられる。環境影響評価書案には「計画地北側に低層の新たな休憩車場を配置し、新工場棟は敷地境界線から極力セパレートした配置とする」とあるが、南東側の境界線に関しては配慮されているとは言えない。どの計画建築物も既存の建築物よりも距離が近くなる計画である。せめて今ある建物と同等の距離をとって計画してほしい。	現在、既存工場の生産機能、作業スペース共に不足している状況であり、製造ラインの移転・再編が求められております。こうした背景を踏まえ、既存工場の生産能力の拡大及び研究開発機能等の強化を図ることを目的として、本事業計画を策定した経緯がございます。計画建築物は関係法令を遵守する配置や形状、構造で計画しておりますが、頂いたご意見を踏まえ、水槽試験室や新工場棟について南東側敷地境界からさらなる距離が可能なか等を検討いたします。
・景観上の圧迫感や「電波障害」、「日影」という点で、水槽試験室は、今現在ある立体駐車場の高さと同等かそれ以下としてほしい。	
・地盤沈下という点や「水循環」という点で、安全性を考慮雨水浸透滞留槽は極力住宅から離れた場所に設置してほしい。	
・新工場棟にはスロープのようなデザインの屋外階段があるが、敷地境界線にせり出し、圧迫感の原因や、豪雨の時に雨水が流れ落ち、一か所へ集中する原因になっているのでデザインを見直ししてほしい。	
・新工場棟のデザインは、上層階へ行くほど引つ込むデザインにするなど（東側はなっているが、北側や南東側はなっていない）、圧迫感の低減を考えたデザインにしてほしい。	
将来、既存工場の2号棟を解体し、跡地にデニスコートを設置する予定であるという話を聞いている。今回、新工場棟と水槽試験室の建設を同時に進める位ではなく、まずは新工場棟を建設し、地下水槽の水位の動向等を見たうえで、2号棟跡地の水槽試験室を建設した方が様々な観点で環境への影響が低減されるのではないかと。2号棟跡地では既存の建物と同等の高さを取りやすいため、地下を作らなくてもよいことから、「地盤」の面や「水循環」の面でも安全に極分短縮されるため、周辺住民の「騒音」や「大気汚染」の影響も低減する。	既存工場の2号棟解体や跡地でのデニスコート設置については、将来的な構想であり、現時点では2号棟の解体や跡地利用の計画は確定しておりません。
高さ14mを超える大水槽試験場が建つことになり、それも不安です。そんな近くに地下1階、地上14mの建物を建てて大丈夫なのか。御新田通りからの景観予想図でもかなりの圧迫感です。巨大な壁のように建ち、日照も悪くなり、何より風が抜けません。長年大切に育ててきた庭の木々や植物が枯れてしまうのでは。計画配置図によれば南町通りから新工場までの距離はおおよそ10m位あります。おそらく景観と住民の健康を考慮のことだと思います。南東側だけでなく5mなのか、納得できるものではありません。通りから見えないからと一部の住民の環境を見捨てようなどとは思いません。そのようなことはあってはならないと思います。故に新工場との距離は南東側も東側と同じ10mは平等に離して下さい。そして、新工場の圧迫感、騒音、振動、温暖化対策、CO ₂ 削減、工場の明り遮断のためとまった樹木を植えてほしい。	水槽試験室については、最高高さを調査計画書段階のG.L.+約20mから評価書案ではG.L.+約14.3mまで低減を図っておりますが、釣竿の長さやルアー（疑似餌）を投げる距離や高さを考慮すると、必要なボリュームとして設計しております。但し、頂いたご意見を踏まえ、今後住宅との距離や敷地境界付近への植栽を検討することにより、影響の低減に努めていきたいと考えております。
	現在、既存工場の生産機能、作業スペース共に不足している状況であり、製造ラインの移転・再編が求められております。こうした背景を踏まえ、既存工場の生産能力の拡大及び研究開発機能等の強化を図ることを目的として、本事業計画を策定した経緯がございます。計画建築物は関係法令を遵守する配置や形状、構造で計画しておりますが、頂いたご意見を踏まえ、水槽試験室や新工場棟について、南東側敷地境界からさらなる距離や敷地境界付近への植栽が可能か、今後の詳細設計において検討いたします。

表 12(1) 都民からの主な意見及び事業者の見解

意見の内容	事業者の見解
項目	その他(事業計画)
「表6.2-6(1)東京における自然の保護と回復に関する条例」に基づき「緑化基準」の「地上部の緑化基準」の算出式Aの建築面積の数字が間違っているのか、14855m ² となっているが、14360m ² ではないのか(表6.2-2では14360m ² になっている)。もし14360m ² が正しければ、条例に基づき「緑化基準」は3022.5m ² になるので計画緑化面積は基準を満たさないことになる。	評価書案記載の、表6.2-6(1)「環境確保条例」に基づく緑化基準の算出式Aの建築面積は、表3-1(対象事業の内容の概略)及び表6.2-2(本事業で建設する建築物及び残置する建築物の概要)に、その他の施設である産業廃棄物置置場やボンプ室等の建築面積(225m ²)を加算した数値であるため、14,360m ² +225m ² =14,585m ² となっており、条例の規定に基づく緑化基準を満たします。本図書以降においては、見解書では表3.2-6、評価書では対応する表の注釈に上記の説明を記載いたします。
・緑地面積自体を増やしてほしい。 計画緑化面積は、基準が緩和されている東久留米の条例の基準はクリアしているが、国の基準以下であり、東京都の条例の基準もほんの2平方メートルクリアしているだけである(前述した通り、東京都の基準をクリアしていない可能性もある)。 「水循環」で、雨水の表面流出量を抑えるためにも、「景観」で圧迫感を低減させるためにも、「温室効果ガス」を抑制するためにも緑地を増やすことが効果的である。敷地内の平地の駐車場を増やす計画のことが、温室効果ガス削減を考えると、自家用車での通勤は推奨せず、駐車場を増やすのではなく、緑地を増やしてほしい。 ・緑地をパラス長く配置してほしい。 「計画地の東側及び南側の敷地境界付近にまとまった緑地を整備し」とあるように、樹木で覆われる新緑地が東側と南側の一部に偏りすぎている。新しく建設される建物に距離が近い北側境界線、南東境界線こそ、騒音の低減や目隠し、工場からの熱の低減に効果がある緑地を十分な量確保してほしい。敷地境界線での十分な緑地を確保したうえで、雨水浸透貯留槽の設置場所を考えてほしい。 ・緑の質を上げてほしい。 東京都では緑地として計算されない芝生や緑化車道の面積がかなりの面積を占めているが、できるだけ樹木で覆われる緑地を増やしてほしい。計画地を挟んで阿蘇に前沢森の広場と雨町森の広場があり、身近な野鳥の繁殖場所や、この辺りでは珍しい渡り鳥達の貴重な中継地にもなっている。工事の騒音などで野鳥が減ってしまう可能性もあるので、せめて工事完了後は野鳥が戻ってくるように、木の美のなる樹木や落葉樹も多少織り交ぜるなど、多様な樹木を植えてほしい。	評価書案記載の、表6.2-6(1)「環境確保条例」に基づく緑化基準の算出式Aの建築面積は、表3-1(対象事業の内容の概略)及び表6.2-2(本事業で建設する建築物及び残置する建築物の概要)に、その他の施設である産業廃棄物置置場やボンプ室等の建築面積(225m ²)を加算した数値であるため、14,360m ² +225m ² =14,585m ² となっており、条例の規定に基づく緑化基準を満たします。本図書以降においては、見解書では表3.2-6、評価書では対応する表の注釈に上記の説明を記載いたします。
・緑地面積を増やしてほしい。 計画緑化面積は、基準が緩和されている東久留米の条例の基準はクリアしているが、国の基準以下であり、東京都の条例の基準もほんの2平方メートルクリアしているだけである(前述した通り、東京都の基準をクリアしていない可能性もある)。 「水循環」で、雨水の表面流出量を抑えるためにも、「景観」で圧迫感を低減させるためにも、「温室効果ガス」を抑制するためにも緑地を増やすことが効果的である。敷地内の平地の駐車場を増やす計画のことが、温室効果ガス削減を考えると、自家用車での通勤は推奨せず、駐車場を増やすのではなく、緑地を増やしてほしい。 ・緑地をパラス長く配置してほしい。 「計画地の東側及び南側の敷地境界付近にまとまった緑地を整備し」とあるように、樹木で覆われる新緑地が東側と南側の一部に偏りすぎている。新しく建設される建物に距離が近い北側境界線、南東境界線こそ、騒音の低減や目隠し、工場からの熱の低減に効果がある緑地を十分な量確保してほしい。敷地境界線での十分な緑地を確保したうえで、雨水浸透貯留槽の設置場所を考えてほしい。 ・緑の質を上げてほしい。 東京都では緑地として計算されない芝生や緑化車道の面積がかなりの面積を占めているが、できるだけ樹木で覆われる緑地を増やしてほしい。計画地を挟んで阿蘇に前沢森の広場と雨町森の広場があり、身近な野鳥の繁殖場所や、この辺りでは珍しい渡り鳥達の貴重な中継地にもなっている。工事の騒音などで野鳥が減ってしまう可能性もあるので、せめて工事完了後は野鳥が戻ってくるように、木の美のなる樹木や落葉樹も多少織り交ぜるなど、多様な樹木を植えてほしい。	・本事業では、敷地の外周部のほか、南側の新田通り及び東側の南町通り側にまとまった緑地を整備する計画であり、「工場土地法」の規定に基づく緑地面積、及び「東京における自然の保護と回復に関する条例」の規定に基づく緑化基準を満たすような緑地面積の確保を計画するほか、可能な限り積極的に緑化を推進してまいります。 ・頂いたご意見を踏まえ、緑地及び雨水浸透貯留槽の配置については、今後の詳細設計にて検討いたします。 ・計画地周辺には森の広場などまとまった樹林が存在し、野鳥等の生息環境でもあることを踏まえ、本事業においては「植栽時における在来種選定ガイドライン」(平成26年5月、東京都環境局)等を参考として、計画地周辺の在来種やパラスに考慮した植栽を行う計画です。

表 12(2) 都民からの主な意見及び事業者の見解

意見の内容	事業者の見解
項目	その他(事業計画)
・グロウアップのホームページを見ると「5つの大切な約束」が書かれており、「地球を想い、世界中の仲間と豊かな自然を未来へつなぐ」や「常にフューチャリー続け、人とその先の社会に貢献する」等が書かれている。「地球」や「世界」は地域の人々や動物たちの暮らしと地続きであり、延長線上にあるものだと思うので、まずは一番身近な地域住民や動物たちの環境を守り、地域に貢献していくことが、「大切な約束」を実現するために必要な姿勢だと思います。	頂いたご意見を踏まえ、改めて弊社が掲げる「5つの大切な約束」に箇字形で、環境への影響に十分配慮しながら、本事業を推進してまいります。
完成予想図をみましたが、緑の配置された良い建物だと感じました。約見メーカーとして世界一の企業にふさわしいと思います。東久留米市は名水百選に選ばれた落合川、湧水が流れる都市です。約見メーカーさんの本社工場とすぐ近くで「緑」を感じます。コーポレートカバンスの基本方針の中に株主に努めること記載がある様に、地域住民とは今後、交流を是非とも初めて頂きたいと思います。東久留米市の湧水資源を活かした水産庁が助める「陸上つと地域」などの現状を見て頂きたいと思います。机の上だけでは良い仕事が出来ないと思います。	本事業では、世界的に愛用される約見用品等を支える生産拠点として、周辺地域への環境影響の低減にも配慮し、工場再編を図ってまいります。東久留米市で操業させていただく緑を大切に、地域住民の方々との交流もより深めてまいりますと考えております。
この地は灌工業地帯と言え多くの住宅が建ち、たくさんの子供も増え普通の住宅地とみられ変わらなくなっています。新工場はこの地に合ふなら規模と人がこの地で健やかに暮らせるようにしてほしい。大企業で有り、ダイオのつり具というブランドも持ち、世界を目指しているグロウアップにとあって、地味を守り、地域住民との対話は重要な使命だと思えます。よろしく願います。	現在、既存工場の生産機能、作業スペース共に不足している状況であり、製造ラビの移転・再編が求められております。こうした背景を踏まえ、既存工場の生産能力の拡大及び研究開発機能等の強化を図ることを目的として、本事業計画を策定した経緯がございます。計画建築物は関係法令を遵守する配置や形状、構造で計画しており、大きな変更は厳しめにと考えておりますが、頂いたご意見を踏まえ、水槽試験室や新工場棟について、南車側敷地境界からさらなる離隔や敷地境界付近への植栽が可能か、今後の詳細設計において検討いたします。

表 13 都民からの主な意見及び事業者の見解

意見の内容	事業者の見解
項目	その他(周知方法)
昨年7月21日に意見書を提出しましたが、小平市長と私の2名のみが前回の意見書提出者でした。私の様に本事業の実施が影響を及ぼす地域である南町3丁目に住む地域住民にはまだまだ不安が残る事があります。今回は図書の開覧の機会に住民説明会が2回開催されましたが、説明会の告知ができていませんでした。特に南町通りに面する地域住民に説明会の案内をしていない事に疑問に感じました。東京都の環境アセスメント制度の形だけの対応だと思っています。今後の説明会の開催については是非とも影響を及ぼす地域住民に事前告知をお願い致します。	評価書案の縦覧については、新聞折込チラシにて周知し、東京都ホームページ等や広報ひがくろり「市報こたいち」においてもご案内いただいております。また、説明会については、新聞折込チラシにて周知し、東京都ホームページ等においてもご案内いただいておりますが、今後は、頂いたご意見を踏まえて、近隣住民の方々を対象にポスターリンクを周知方法を検討するようにいたします。

表 14(1) 事業段階関係市長(東久留米市)の意見

意見の内容		事業者の見解
項目	大気汚染	
建設機械の稼働、工事用車両の走行に伴う二酸化炭素及び浮遊粒子状物質について、周辺への影響を考慮し、工場開設後においても定期的に調査を行い、予想を超える交通量の増加及び、二酸化炭素、浮遊粒子状物質等の大気汚染の状況が確認された場合には、速やかに対応に努められたい。		
項目	騒音・振動	
(1) 建設機械の稼働に伴う建設作業騒音・振動と工事用車両の道路交通に伴う騒音・振動については、周辺への影響を考慮し、工事完了後も測定に努められたい。 (2) 工事に係る作業時間外における走行は、騒音、振動等の低減を図るための対策を講じられたい。		
(1) 工事の施行中の建設機械の稼働については、可能な限り排出ガス対策型の建設機械を使用する等、工事用車両の走行については、最新の排出ガス規制適合車の使用に努める等の環境保全措置を講じることにより、建設機械や工事用車両の排出ガスによる周辺環境への影響低減に努めてまいります。また、工事の施行中においては、建設機械及び工事用車両のそれぞれにおける、環境への影響がピークとなる時点に「東京都環境影響評価条例」の規定に基づく事後調査を実施し、環境影響評価師の予測対象である二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の状況について把握いたします。施工にあたっては、建設機械や工事用車両が環境影響評価書案に記載の予測条件を著しく増加しないよう適切に管理いたします。 工事の完了後（工場開設後）においては、環境影響評価書案に記載のとおり、本事業では「大気汚染防止法」のばい煙発生施設及び「環境確保条例」で規制対象となるばい煙施設を設置しない計画であること、関連車両台数は現状から大きく増加しないこと等の理由により、施設の稼働、駐車場の利用及び周辺車両の走行に伴う大気質は、環境影響評価師の予測する事項として満足しております。したがって、工事の完了後の大気汚染については「東京都環境影響評価条例」の規定に基づく事後調査を実施いたしません。また、工場の稼働にあたっては、周辺環境の大気質への影響に留意して操業いたします。		

表 14(2) 事業段階関係市長(東久留米市)の意見

意見の内容		事業者の見解
項目	水循環	
(1) 工事においては、杭の本数、工法、配置等に配慮し、地下水の流況を阻害しないよう配慮されたい。 (2) 揚水に伴っては、地下水位等の観測を実施し、結果等を公表されたい。		
項目	景観	
建物の色等の景観については、周辺の住環境と十分に配慮されたい。		
項目	廃棄物	
解体・撤去、建設工事等に伴う廃棄物及び建設発生土、並びに工事完了後における施設の稼働に伴う廃棄物の排出について、場外への排出量をできる限り抑制するよう努められたい。		
項目	温室効果ガス	
省エネルギー対策を徹底するとともに、再生可能エネルギーの導入に努め、施設稼働に伴う温室効果ガスの排出発生抑制に努められたい。		
項目	水循環	
(1) 既存資料によると、計画地及び周辺には、地下水（第一層水層）が存在する砂礫層が層厚をもって広く分布しており、それに対して本事業の掘削範囲や山留壁及び杭の設置箇所は局所的であることから、地下水は掘削範囲等を迂回して流れ、周辺の地下水の水位及び流況に与える影響は小さいものと考えられますが、適切な杭の本数、工法、配置等を検討することにより、地下水の流況を阻害しないよう配慮いたします。 (2) 「東京都環境影響評価条例」の規定に基づき、工事の完了後の地下水の状況が安定した時期及び施設の稼働が定常の状態に達した時期を対象に揚水に伴う地下水水位の観測を実施し、事後調査報告書において報告・公表する考えです。		
項目	景観	
計画建築物の色等については、周辺の住環境との調和に配慮して計画してまいります。		
項目	廃棄物	
解体・撤去、建設工事等に伴う廃棄物については「廃棄物処理法」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」等の規定に基づき、廃棄物の発生抑制及び分別の徹底、再利用・再資源化を図ります。また、建設発生土については工事の進捗に応じ、計画地内での再利用が可能と判断した場合に、可能な限り場内利用を行い、他の工事現場で再利用が可能と判断した場合には、可能な限り工事間利用に努めます。 工事の完了後における施設の稼働に伴う廃棄物については、「廃棄物処理法」の規定に基づき可能な限り廃棄物の発生抑制及び3R（ユース、リデュース、リサイクル）に努めます。		
項目	温室効果ガス	
本事業においては、再生可能エネルギーの導入として、新工場棟の屋上に太陽光発電設備を整備します。さらに、計画建築物では、省エネルギー機器や高効率設備機器の採用に努めるほか、新工場棟では、日射遮蔽パネルの設置や自然換気を行うことで建築物への日射負荷の低減を図り、高断熱素材や再生アルミ等の採用等により、さらなる温室効果ガスの排出抑制に努めてまいります。		

表 14(3) 事業段階関係市長(東久留米市)の意見

意見の内容		事業者の見解
項目	その他	
通学時間帯に走行が集中しないよう、適正な運行計画・管理を徹底されたい。		工事用車両が通学時間帯に集中して走行しないよう、安全面に留意して適正な運行計画・管理を徹底してまいります。
(1) 今後、事業の進捗に伴い、新たに調査等が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合には、予測事項について検討し、対策が必要な場合には環境保全のための措置を講じられたい。		
(2) 工事の施工中及び完了後において、苦情対応窓口を設け、きめ細やかな住民対応を行うと同時に、住民からの要望等については誠実に対応されたい。		
(3) 工事の施工中及び完了後において、環境に無関係に特段の事業が発生した場合は、法令の有無にかかわらず、真摯な対応と適切な措置に努められたい。		(1) 本事業は、「東京都環境影響評価条例」の規定に基づき環境影響評価の項目を選定し、同条例の手続きを進めております。今後、新たに想定していない大きな影響要因が見込まれる場合には、必要な手続き及び環境保全のための措置を検討いたします。
(1) 建築地内の井戸について、震災対策井戸としての登録も検討されたい。		(2) 工事の施行中及び工事の完了後において、事業者として相談窓口を設置し、住民からの問い合わせや苦情等に迅速かつ適切に対応するとともに、住民からの要望等について真摯に対応いたします。
(2) 緑化については、「東京における自然の保護と回復に関する条例」及び「東久留米市のみどりに関する条例」「東久留米市工場立地法地域域準則条例」における基準の遵守はもちろんのこと、積極的に緑化推進に努められたい。		(3) 工事の施行中及び工事の完了後において、本事業による著しい環境への影響を確認した場合は、その要因を追求し、適切な環境保全のための措置を検討いたします。

●東京都告示第八百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定であるので告示する。

令和七年九月三日

東京都知事 小 池 百合子

一 保安林予定森林の所在場所

八丈島八丈町末吉二二六五番

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該

立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で

定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び八丈町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

土地改良区の土地改良事業計画（維持管理）
の変更の認可について

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八

条第一項の規定により、日野用木土地改良区の土地改良事業計画（維持管理）の変更を令和七年八月二十一日認可した。

令和七年九月三日

東京都知事 小 池 百合子

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 六、六〇〇円
三〇円
(郵送料を含む。)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

